

重症心身障がい児者及び 医療的ケア児者に係る実態調査について (経過報告)

1 経緯

(1) 昨年度の会議での議論

- ・ 令和4年度の医療的ケア児に係る実態調査により、医療的ケア児等の実態が明らかとなる中、重症心身障がい児者及び医療的ケア者についての実態調査は暫く実施されていないため、これら対象者の状況を把握するため、実態調査の実施を県から提案。
- ・ 構成員から、調査の作業量に照らして県担当者だけの対応では困難であることから、新たに実態調査部会なるものを設置するよう提案。

(2) 部会の立ち上げ

会議での意見を踏まえ、令和7年7月1日に実態調査部会を設置。

項目	内容
①専門部会名称	実態調査部会
②設置目的	重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者の実態把握に当たり具体の調査内容等を検討すること
③設置年月日	令和7年7月1日
④所掌事務	重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者の実態把握について
⑤議題	・実態把握に係る調査内容について（対象者の定義や調査依頼先等の検討） ・実態把握に係る調査結果について（対象者データ掲載漏れの確認、公表資料の内容確認）
⑥事務局	障がい保健福祉課

(3) 部会の開催

実態調査部会を、令和7年9月8日に開催。

【主な議論】

- ① 重症心身障がいの定義（身体障害者手帳は「下肢1、2級」のみとすべきではないか）
- ② 低年齢の重症心身障がい児の把握（事業所で大島分類を判定できない）
- ③ サービスを利用していない重症心身障がい者の把握（相談支援事業所も含め調査できないか）

(4) 調査の実施

令和7年12月1日から調査を開始。

2 調査概要

(1) 調査目的

重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者の実態把握を行い、今後の入所や在宅での支援を検討するための基礎資料とする。

(2) 調査対象者

調査時点（令和7年12月1日）において、調査対象機関が把握している重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者を対象とする。

なお、重症心身障がい者は18歳未満で障がいが発生した者、医療的ケア者は18歳未満で医療的ケアが必要となった者とする。

(3) 調査対象機関（1,702機関）

- ① 病院（90機関）
- ② 診療所（897機関）
- ③ 障害児入所施設（10施設）
- ④ 障害者支援施設（45施設）
- ⑤ 障害児支援事業所（190事業所）
- ⑥ 障害福祉サービス支援事業所（157事業所）
- ⑦ 相談支援事業所（129事業所）
- ⑧ 訪問看護事業所（136事業所）
- ⑨ 特別支援学校（15校）
- ⑩ 市町村（33市町村）

※令和4年度の「医療的ケア児実態調査」の調査対象機関に、下線の施設・事業所を追加し調査

（４）調査方法

- ① 県から調査対象機関あて調査依頼文書を送付する。
メールによる送付を基本とするが、メールアドレスを把握していない機関については郵送する。
- ② 調査対象機関は、岩手県電子申請・届出サービス上の入力フォームに必要事項を入力する。

※ 入力フォームでの入力ができない場合は、メール、FAX等で調査票（Excelファイル）を送付する。

(5) スケジュール

年	月日	内容	備考
令和7年	7月1日	実態調査部会設置	
	9月8日	実態調査部会開催	
	12月1日～1月15日	調査実施	
令和8年	1月16日～3月	取りまとめ作業	
	2月9日	会議報告	途中経過を報告
	3月中旬	実態調査部会開催	公表資料の内容について協議
	上半期	結果公表	県HP等で公表予定

3 参考（実態調査部会について）

令和7年度第1回岩手県重症心身障がい児・者及び
医療的ケア児・者支援推進会議実態調査部会

日 時：令和7年9月8日（月）10：00～11：25
開催場所：岩手県庁9階会議室

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 構成員紹介

4 議 事

重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者の実態調査について

5 その他

6 閉 会

岩手県重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援推進会議 実態調査部会

1 構成員

	分野	所属	氏名
1	家族	岩手県重症心身障がい児（者）を守る会	藤村 ゆみ子
2	家族	アイライン岩手の会	澤口 るり子
3	医療	みちのく療育園メディカルセンター	大力 聡美
4	医療	岩手県訪問看護総合支援センター	高橋 栄子
5	医療	岩手県立療育センター事務局	熊谷 拓也
6	保健	花巻市健康福祉部障がい福祉課	高瀬 英恵
7	福祉	岩手県障害者地域生活支援事業連絡協議会	猿舘 寛
8	福祉	盛岡市保健福祉部障がい福祉課	福士 友佳子
9	福祉	奥州市基幹相談支援センター	佐々木 健夫
10	保育	岩手県社会福祉協議会・保育協議会	照井 将太
11	教育	岩手県教育委員会学校教育室	沼田 誠司

2 事務局

	所属	職名	氏名
1	岩手県保健福祉部障がい保健福祉課	総括課長	佐々木 浩一
2		企画指導監	小川 修
3		こころの支援・療育担当課長	鈴木 あや子
4		主査	石田 俊幸
5		主査	高橋 幸宏

7 参考（実態調査について）

障 第 8 2 4 号
令和 7 年 12 月 4 日

各関係機関の長 様

岩手県保健福祉部長

重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者に係る実態調査について（依頼）
障がい保健福祉施策の推進につきまして、日頃から御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、県では、本県の重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者に係る支援施策等に関する基礎資料とするため、別添「重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者に係る実態調査実施要領」により、県内の関係機関等の御協力をいただき標記の調査を実施することといたしました。

つきましては、御多忙のところ恐れ入りますが、本調査の趣旨を御理解いただき、下記により調査に御協力くださるようお願いいたします。

記

1 調査内容等

貴機関で把握している重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者について、岩手県電子申請・届出サービス上の入力フォーム「重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者に係る実態調査票」において回答をお願いします。

◆入力フォーム「重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者に係る実態調査票」
https://apply.e-tumo.jp/pref-iwate-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9355

2 回答期限

令和 7 年 12 月 26 日（金）までをお願いします。

（御不明な点等は、お手数ですが下記担当までお問い合わせください。）

重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者に係る実態調査実施要領

1 調査目的

重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者の実態把握を行い、今後の入所や在宅での支援を検討するための基礎資料とする。

2 調査の実施主体

岩手県

3 調査対象者

調査時点（令和 7 年 12 月 1 日）※において、調査対象機関が把握している重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者を対象とする。

なお、重症心身障がい者は 18 歳未満で障がいが発生した者、医療的ケア者は 18 歳未満で医療的ケアが必要となった者とする。

※ 令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 12 月 1 日までの間に、調査対象機関の医療、障がい福祉、教育等のサービスを利用した者

4 調査対象機関

①病院、②診療所、③障害児入所施設、④障害者支援施設、⑤障害児支援事業所、⑥障害福祉サービス支援事業所、⑦相談支援事業所、⑧訪問看護事業所、⑨特別支援学校、⑩市町村

5 調査方法

(1) 県保健福祉部障がい保健福祉課から調査対象機関あて調査依頼文書を送付する。

※ メールによる送付を基本とするが、メールアドレスを把握していない機関については郵送する。

(2) 調査対象機関は、岩手県電子申請・届出サービス上の入力フォーム「重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者に係る実態調査票」に必要事項を入力する。

※ 入力フォームでの入力ができない場合は、メール、FAX 等で調査票を送付する。

6 回答期限

令和 7 年 12 月 26 日（金）

7 留意事項

本調査により把握した内容については、統計データとして公表を予定しているが、個人を特定できる情報については、施策の検討における基礎資料や市町村等との情報共有以外に使用しないこと。

7 参考（調査様式）

県使用欄			
------	--	--	--

重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者に係る実態調査票

※ 把握している範囲で記入してください。
※ 欄が不足する場合は、本紙をコピーのうえ、記入してください。

機関名	
電話番号	
メール	

		性別		生年月日	居住市町村 入院(入所)の場合 入院前に居住してい た(出身)市町村	在宅又は入 院(入所)の 別		通 学	訪問(自宅) 訪問(施設・ 院等)	短期入所の 有無		身体障害者手帳					療育手帳				大島分類									医療的ケアの状況															超重症児・者、 準超重症児・者、 その他の別				障害支援区分				障がい福祉 サービス 利用状況		備考 (伝達事項 等)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		男	女			入院 入所	在宅			有	無	1	2	3～6	無	不明	A	B	無	不明	1	2	3	4	5	6	7	8	9	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	超	準超	他	1～4	5	6	不明	有	無																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
例 1		○		H12.10.2	盛岡市		○	○			○			○						○								○			○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

1 重症心身障がい児者等の定義

重度の肢体不自由（身体障害者手帳1、2級で「肢体不自由」による判定）と重度の知的障がい（療育手帳（A判定））とが重複した状態を重症心身障がいと、また、その状態にあるものを「重症心身障がい児・者」といいます。

「重症心身障がい児・者」の名称は医学的診断名ではなく、児童福祉での行政上の措置を行うための定義で、その判定基準は国において明確に示されていませんが、「大島分類」という方法により判定するのが一般的です。

回答する際には、1から9のいずれに該当するか判断のうえ、該当する番号を選択願います。

【大島分類】

2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	80
2 0	1 3	1 4	1 5	1 6	70
1 9	1 2	7	8	9	50
1 8	1 1	6	3	4	35
1 7	1 0	5	2	1	20
走れる	歩ける	歩行障がい	座れる	寝たきり	

※1～4の範囲に入るものを「重症心身障がい児・者」と定義

※5～9は「重症心身障がい児・者」の定義には当てはまりにくい、

- ①絶えず医学的管理下に置くべきもの
- ②障がいの状態が進行的と思われるもの
- ③合併症があるものが多く、周辺児・者と呼ばれている。

【知的障害（精神遅滞）の分類（※）】

○軽度精神遅滞 知能指数（IQ）50～69

- ・食事や着脱衣、排泄などの日常的動作には支障ないが、言語の発達がゆっくりで、18歳以上でも小学校5～6年生程度の学力にとどまることが多い。

○中等度精神遅滞 知能指数（IQ）35～49

- ・身の回りの始末は部分的にできるが、全てをこなすことは困難。
- ・日常会話や集団行動は、成長とともにある程度は可能になり、仕事では単純作業であれば適している。

○重度精神遅滞 知能指数（IQ）20～34

- ・言語・運動機能の発達が遅く、学習面ではひらがなの読み書き程度にとどまる。
- ・日常会話は年齢と共に可能になるが、簡単な受け答えしかできない。
- ・身辺処理は不可能なので、衣食住には保護や介助が必要。

○最重度精神遅滞 知能指数（IQ）20未満

- ・言葉が発達することなく、叫び声を出す程度にとどまることがほとんど。
- ・身辺処理が全くできず、ほとんどの者は動けないか、あるいは動くことが著しく制限されている。

※ WHO（世界保健機構）が定めた疾病分類 ICD-10 によるもの

2 医療的ケア児者の定義

以下の1から15の医療的ケアのいずれに該当するか判断のうえ、該当する番号を選択願います。

- ①人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）の管理②気管切開 ③鼻咽頭エアウェイ ④酸素療法
- ⑤吸引（口鼻腔・気管内吸引） ⑥ネブライザー ⑦経管栄養 ⑧中心静脈カテーテル
- ⑨皮下注射 ⑩血糖測定 ⑪継続的な透析 ⑫導尿 ⑬排便管理
- ⑭痙攣時の坐臥挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置
- ⑮その他の医療的ケア（例：抗がん剤（静注剤）治療など）

（出典）「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日付け厚生労働省告示第百二十二号）

3 超重症児者等の定義

判定スコアが25点以上であって、介助によらなければ座位が保持できず、かつ、人工呼吸器を使用する等、特別の医学的管理が必要な状態が6月以上継続している状態（※1）にあるものを「超重症児・者」、判定スコアが10点以上であって、超重症児・者に準ずる状態にあるものを「準超重症児・者」といいます。

回答する際には、判定スコアによる超重症児等の区分を記入していただくようお願いします。

【判定スコア】

項目	（スコア）
1 レスビレーター管理（※2）	= 10
2 気管内挿管、気管切開	= 8
3 鼻咽頭エアウェイ	= 5
4 O ₂ 吸入またはSpO ₂ 90%以下の状態が10%以上	= 5
5 1回/時間以上の頻回の吸引	= 8
6 6回/日以上以上の頻回の吸引	= 3
6 ネブライザー（6回/日以上または継続使用）	= 3
7 I V H（中心静脈栄養）	= 10
8 経口摂取（全介助）（※3）	= 3
経管（経鼻・胃ろう含む）（※3）	= 5
9 腸ろう・腸管栄養（※3）	= 8
持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）	= 3
10 手術・服薬にて改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回/日以上	= 3
11 継続する透析（腹膜灌流を含む）	= 10
12 定期導尿（3回/日以上）（※4）	= 5
13 人工肛門	= 5
14 体位交換（6回/日以上）	= 3

※1 新生児（特定）集中治療室を退室した患児であって当該治療室での状態が引き続き継続する患児については、当該状態が1月以上継続する場合とする。なお、新生児（特定）集中治療室を退出した後の症状増悪、又は新たな疾患の発生については、その後の状態が6月以上継続する場合とする。

※2 毎日行う機械的気道加圧を要するNIPPV・CPAPなどは、レスビレーター管理に含む。

※3 8～9は経口摂取、経管、腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択。

※4 人工膀胱を含む

（出典）「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（平成26年3月5日付保医発0305第1号）」別添6の別紙14